御

名

平成二十三年七月一日

144号)

御

令をここに公布する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政

名 御 壐

平成二十三年七月一日

政令第二百六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定め

第三十三号)附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規 内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律

定の施行期日は、平成二十三年八月一日とする

国土交通大臣 内閣総理大臣 菅

大畠 章宏 直人

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百七号

第三十三号)の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律 内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

第百三十六号)第三条第十六号及び第五条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)の一部を次の

ように改正する。 第一条の八第一項第二号中「次条第一項第三号」の下に「、第一条の十」を加える

条を第一条の十三とし、同条の前に見出しとして「(第一議定書締約国間における未査定液体物質の輸 第一条の十二の前の見出しを削り、同条第二号中「第一条の十四」を「第一条の十五」に改め、同 第一条の十五を第一条の十六とし、第一条の十四を第一条の十五とし、第一条の十三を第一条の十

1 日

月

金曜日

送)」を付する。 加える。 第一条の十一を第一条の十二とし、第一条の十を第一条の十一とし、第一条の九の次に次の一条を

平成 23

年

第一条の十 法第五条の三第三項の政令で定める海域は、南極海域とする。 (油が水温その他の自然的条件により滞留することによる汚染を特に防止する必要がある海域)

別表第一の六中「第一条の十、第一条の十一」を「第一条の十一、第一条の十二」に改める。 別表第一の四第二十三号イ中「六十一度」を「六十度」に改める。 別表第一の七中「第一条の十」を「第一条の十一」に改める。

附

この政令は、平成二十三年八月一日から施行する。

国土交通大臣 内閣総理大臣 大畠 菅

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 壐 内閣総理大臣

菅

直人

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅

直人

政令第二百八号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第六十七条第一項の規定に基づき、この政令を

制定する。 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中第百十三号を第百十四号とし、第八十七号から第百十二号までを一号ずつ繰り下げ、

八十六号の次に次の一号を加える。 八十七 N-ヒドロキシーN-フエニルオクタンジアミド(別名ボリノスタツト)及びその製剤

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 厚生労働大臣 細川

|当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令をここに公布する。 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手

御 名

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅

直人

一政令第二百九号

の手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため

条第二項において準用する場合を含む。)及び第七十六条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を 条第四項、第三十三条第二項、第五十八条第三項第一号ただし書(同法第七十条第二項及び第七十一 |項及び第二十四条の二十第二項第一号ただし書、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十 一条第二項及び第六十一条第二項並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九 内閣は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二第三項、第二十四条の六第 2

|第一条||児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者であって、平成二十二年六 指定施設支援(法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。)」と読み替えた場合にお合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定施設支援」とあるのは「者が けるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同令第二十七条の五の規定にかかわら 四号中「指定施設支援のあつた月の属する年度(指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場 一た月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第 属する年度(指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは 準額については、同令第二十七条の二第一項及び第二十七条の五の規定により定める額が、それぞ の二第一項に規定する負担上限月額及び同令第二十七条の四第一項の高額障害児施設給付費算定基 ち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の 七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者(第三条第一項及び第三項において「特定支給決 る手当金等 (以下「手当金等」という。)の交付を受けたもの (手当金等の交付を受けていない者で 設給付決定保護者」という。)に係る児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十七条 翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者(次項において「口蹄疫特例措置対象施 定障害者」という。)にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を受けたものを含む。)のう の所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に規定す 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等について 月四日から平成二十四年三月三十一日までの間(以下「特例対象期間」という。)に平成二十二年四 「平成二十二年度」と、同項第三号中「指定施設支援のあつた月の属する年度(指定施設支援のあ (児童福祉法施行令の特例) 当該額とする。 - 同項第二号中「指定施設支援(同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)のあつた月の その者と同一の世帯に属する者(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十

2 口蹄疫特例措置対象施設給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の十一第一項に規定に介護保険法施行令の特例)

> 同条第二項及び第七項の規定にかかわらず、当該高額介護予防サービス費特例支給額とする。 支給額」という。)を超えないときは、当該者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、 支給されるべき高額介護予防サービス費の額(以下この項において「高額介護予防サービス費特例 月までの場合にあっては、前々年)」とあるのは「同年」と読み替えた場合における当該者に対して 護予防サービス等のあった月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあった月が一月から六 あった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのは「平成二十一年」と、「当該介 度」と、同条第七項中「介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等の サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成二十二年 サービス費の額が、同条第五項第一号中「介護予防サービス等のあった月の属する年度(介護予防 る場合を含む。以下この項において同じ。)又は第七項の規定により支給されるべき高額介護予防 る者に対して介護保険法施行令第二十九条の二第二項(同条第五項の規定により読み替えて適用す 金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にあ が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当 の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者 (障害者自立支援法施行令の特例) 介護保険法第五十三条第一項に規定する居宅嬖支援被保険者であって、特例対象期間に手当金等

|第三条||障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等であって、特例対象期 二十一条の規定にかかわらず、当該額とする。 るのは「者が指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等を 場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあ 祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの 月までの場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第四号中「指定障害福 定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六 月までの場合にあっては、前年度)」とあるのは「平成二十二年度」と、同号ロ及び同項第三号中「指 のを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた いう。)」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同令第 等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度 (指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六 日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法 帯に属する者(特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を受けたも 同項第二号イ中「指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス 算定基準額については、同令第十七条第一項及び第二十一条の規定により定める額が、それぞれ、 施行令第十七条第一項に規定する負担上限月額及び同令第二十条第一項の高額障害福祉サービス費 間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世

障害者自立支援法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等であって、特例対象期間に手当は、同項の規定にかかわらず、当該額とする。
 障害者自立支援法第五十四条第三項に規定する支給認定及療のあった月の属する年の前年に」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の大月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前のあった月の属する年度)とあるのは「平成二十二年度」と、同項第四号中「指定自立支援医療のあった月の属する年度)とあるのは「平成二十二年度」と、同項第四号中「指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に」とあるのは「平成二十年の」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合における同項の規定により定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。

る年の前年」とあるのは「同年」と、「者が指定療養介護医療等」とあるのは「者が指定療養介護医 月の属する年度(指定療養介護医療等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」 う。)から受けた当該指定に係る療養介護医療(第三項において「指定療養介護医療」という。)又は する負担上限月額及び同条第二項第一号イから二までに掲げる区分に応じそれぞれイから二までに 翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第四十二条の四第一項に規定 あっては、その配偶者に限る。)が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同 当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者に 第一号ただし書の当該支給決定障害者であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手 は、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。 者等をいう。)から受けた当該指定に係る療養介護医療又は基準該当事業所(法第三十条第一項第一 の号において同じ。)」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定療養介護医療等のあった月の属す 年(指定療養介護医療等のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下こ とあるのは「平成二十二年度」と、同項第三号中「指定療養介護医療等のあった月の属する年の前 定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をい それぞれイから二までの規定により定める額が、それぞれ、同項第二号中「指定療養介護医療等(指 定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イから二までに掲げる区分に応じ いう。)から受けた基準該当療養介護医療(法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療を 号イに規定する基準該当事業所をいう。)若しくは基準該当施設(同号ロに規定する基準該当施設を 療等(指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業 施設(同号口に規定する基準該当施設をいう。)から受けた基準該当療養介護医療(法第七十一条第 基準該当事業所(法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所をいう。)若しくは基準該当 一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から いう。)をいう。以下同じ。)」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるとき 一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。第三項において同じ。)をいう。以下同じ。)のあった 障害者自立支援法第七十条第二項又は第七十一条第二項において準用する同法第五十八条第三項 3

帯に属する者 (同項の申請に係る障害者(同法第四条第一項に規定する障害者をいう。)にあっては、 する年度(補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあ 三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第四十三条の三に規定する政令で定める額 属する者に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月 その配偶者に限る。)が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に 間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世 同条の規定にかかわらず、 るのは、「平成二十二年度」と読み替えた場合における同条の規定により定める額を超えるときは、 については、同条の規定により定める額が、同条第二号中「補装具の購入又は修理のあった月の属 障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等であって、特例対象期 当該額とする。

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (児童福祉法施行令の特例に関する経過措置)

|第二条||第一条第一項の規定は、児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援(次項に おいて「指定施設支援」という。)のあった月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額 及び高額障害児施設給付費算定基準額について適用する。

施設医療負担上限月額及び児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第一号イから二までに掲げる 区分に応じそれぞれイから二までに定める額について適用する。 第一条第二項の規定は、指定施設支援のあった月が平成二十三年七月以後の場合における障害児

(介護保険法施行令の特例に関する経過措置)

||第三条 第二条第一項の規定は、介護保険法第二十三条に規定する居宅サービス等のあった月が平成 二十三年七月以後の場合における高額介護サービス費の額について適用する。

のあった月が平成二十三年七月以後の場合における高額介護予防サービス費の額について適用す 第二条第二項の規定は、介護保険法施行令第二十二条の二第二項に規定する介護予防サービス等

(障害者自立支援法施行令の特例に関する経過措置)

|第四条||第三条第一項の規定は、障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービ ス等のあった月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び高額障害福祉サービス費 算定基準額について適用する。

た月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額について適用する。 第三条第二項の規定は、障害者自立支援法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療のあっ

号イから二までに掲げる区分に応じそれぞれイから二までに定める額について適用する。 養介護医療等のあった月が平成二十三年七月以後の場合における負担上限月額及び同条第二項第一 第三条第四項の規定は、障害者自立支援法第五条第十九項に規定する補装具の購入又は修理の 第三条第三項の規定は、障害者自立支援法施行令第四十二条の四第一項第二号に規定する指定療

あった月が平成二十三年七月以後の場合における障害者自立支援法施行令第四十三条の三に規定す る政令で定める額について適用する 厚生労働大臣 菅 細川

府 令

のように定める。 合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次 五号)第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総 〇内閣府令第三十一号 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十

平成二十三年七月一日

内閣総理大臣 菅

沖縄総合事務局組織規則(平成十三年内閣府令 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する

第四号)の一部を次のように改正する。 性天然ガス」を加え、「石油代替エネルギー」を「非 化石エネルギー」に改める。 第十条第二項中「うち石油」の下に「及び可燃

|新に関する特別措置法第七十三条の二第一項」を 項」の下に「、産業活力の再生及び産業活動の革 する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号) 第二十四条の三第二項」を加え、「第三十四条第一 に「及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関 を「国債」に改め、同条第十四号中「第二十二条 及び」を「第二十二条、」に改め、「第十七条」の下 第二十二条第十一号中「記名国債証券の交付」

内閣総理大臣

第十条第二項の改正規定は、石油代替エネルギー 〇内閣府令第三十二号 の日(平成二十三年七月七日)から施行する。 正する法律(平成二十一年法律第七十号)の施行 の開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改 この府令は、 公布の日から施行する。ただし、

内閣府令を次のように定める。 実施するため、金融庁組織規則の一部を改正する 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)を 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)及び

平成二十三年七月一日

金融庁組織規則(平成十年総理府令第八十一号) 金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令 内閣総理大臣 菅

の一部を次のように改正する。

下に「、監査専門官一人」を加え、同条第四項を「三人」を「二人」に改め、「人事調査官一人」の 次のように改める。 第一条第一項中「審判手続室」を「国際室」に、

国際室は、次に掲げる事務をつかさどる。 に関すること する基本的な政策の企画及び立案並びに推進 金融庁の所掌事務に係る国際関係事務に関

二 金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会 三 金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する 議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政 機関及び団体に関する事務の総括に関するこ

報

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

第一号)の一部を次のように改正する。 よりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十一年厚生労働省令第十号)附則第八条の規定に

別麦第一の二第六号中62を63とし、46から62までを46から63までとし、46を64とし、その次に次の

(46) ビス(五―メトキシーニー[(S) ―(四―メトキシー三・五―ジメチルピリジンーニーイル) の塩類及びそれらの製剤 メタンスルフイニル]-一H-ベンズイミダゾール-ー-イル) (別名エソメプラゾール)、そ

ように加える。 別表第一の二第六号中40を46とし、45から40までを40から40までとし、45を40とし、その次に次の

(459 鉛酸(三-)三ナトリウム(別名ペンテト酸亜鉛三ナトリウム)及びその製剤 (N・N-ビス 台一-[ビス(カルボキシメチル)アミノ]エチル}グリシナト (五-))亜

別表第一の二第六号中45を45とし、26から43までを29から45までとし、26を20とし、その次に次の ルシウム酸(三-)三ナトリウム(別名ペンテト酸カルシウム三ナトリウム)及びその製剤 (N・N-ビス(ニー[ビス(カルボキシメチル)アミノ]エチル}グリシナト(五-))カ

ドロキシキノリンー二(一H)―オンとして一五〇 熎以下を含有するもの 二・三ージヒドローーHーインデンーニーイル)アミノ] ーーーヒドロキシエチル) ー八ーヒ ダカテロール)又はその塩類の製剤であつて一個中五-{(一R) -二-[(五・六-ジエチル-アミノ]---ヒドロキシエチル)-八-ヒドロキシキノリン-二(一H)-オン(別名イン 五一(一R) ーニー[(五・六ージエチルーニ・三ージヒドロー一Hーインデンーニーイル)

別表第一の二第六号中25を26とし、励から26までを切から25までとし、例の次に次のように加える。 プリンー二・六ージオン(別名リナグリプチン)及びその製剤 三-メチル-一-[(四-メチルキナゾリン-二-イル) メチル] -三・七-ジヒドロ-一H-。 八-[(三R) -三-アミノピペリジン-一-イル] -七- (ブターニーイン-一-イル) -

この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第八十六号

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項の規定に基づき、平成二十二年四月 護保険法施行規則の臨時特例に関する省令を次のように定める。 以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての介 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項並びに

平成二十三年七月一日

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため の手当金等についての介護保険法施行規則の臨時特例に関する省令 厚生労働大臣 細川 律夫

(介護保険法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者等の特例)

17 |第一条 要介護被保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十一条 第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下この項において同じ。)であって、平成二十二年六月||

> 当しない者となることにつき市町村(特別区を含む。以下同じ。)の認定を受けている者(短期入所 三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者とみなす。 生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス貴又 の交付を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間、法第五十一条の は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)は、同条の規定にかかわらず、当該手当金等 より介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第八十三条の五第一号又は第四号に該 て、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当 所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に規定する 以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての 該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。以下この項において同じ。)を受けたことに 手当金等(以下「手当金等」という。)の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であっ 四日から平成二十四年三月三十一日までの間(以下「特例対象期間」という。)に平成二十二年四月

法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者とみなす。 ず、当該手当金等の交付を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間、 予防サービス費又は特例介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。)は、同条の規定にかかわら ない者であって、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、 村の認定を受けている者(介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護 その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。以下この項において同じ。)を 受けたことにより介護保険法施行規則第九十七条の三第一号に該当しない者となることにつき市町 おいて同じ。)であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの(手当金等の交付を受けてい 居宅要支援被保険者(法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下この項に

|3 要介護旧措置入所者(介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第三項に規定す , 二において読み替えて準用する同令第八十三条の五第一号又は第四号に該当しない者となることに で定める要介護旧措置入所者とみなす。 の交付を含む。以下この項において同じ。)を受けたことにより介護保険法施行規則第百七十二条の 当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者に係る手当金等 付を受けたもの(手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者が手 る要介護旧措置入所者をいう。以下この項において同じ。)であって、特例対象期間に手当金等の交 属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間、同法第十三条第五項の厚生労働省令 つき市町村の認定を受けている者は、同条の規定にかかわらず、当該手当金等の交付を受けた日の (市町村の認定)

||第二条 前条各項の規定による市町村の認定を受けようとする者は、それぞれ、次に掲げる事項(同 項を除く。)を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 条第二項の規定による市町村の認定を受けようとする者にあっては、第三号及び第四号に掲げる事

当該申請に係る事由を有する旨

氏名、性別、生年月日及び住所

三 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっ ては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介 護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地

被保険者証の番号 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日

2 ができるときは、当該書類を省略させることができる。 ならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認すること を受けようとする者にあっては、前項第一号に掲げる事項に限る。)を証する書類を添付しなければ 前項の申請書には、同項第一号及び第四号に掲げる事項(前条第二項の規定による市町村の認定

第一項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

4 3 による認定とみなし、同項から同条第十項まで、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定を適用 市町村が第一項の申請に基づき行った認定は、介護保険法施行規則第八十三条の六第四項の規定

〇国土交通省令第四十九号 この省令は、公布の日から施行する。

に船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。 十一号)第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定に基づき、国土交通省所管の不動産の登記並び 不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第二項並びに船舶登記令(平成十七年政令第 国土交通省組織令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百三号)の施行に伴い、並びに

平成二十三年七月一日 国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正す 国土交通大臣 大畠 章宏

国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令(平成十二年運輸省 総理府

令第五号)の一部を次のように改正する。 "都市・地域整備局長」を「国土政策局長」に、「自動車交通局長」を「自動車局長」に改める'

この省令は、公布の日から施行する。

〇国土交通省令第五十号

通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正す る省令を次のように定める。 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の規定に基づき、並びに国土交通省設置法及び国土交

国土交通大臣 大畠

章宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

平成二十三年七月一日

官

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

土保全局」に、「自動車交通局」を「自動車局」に改める。 三条の二」を「第四十三条の四」に、「都市・地域整備局」を「都市局」に、「河川局」を「水管理・国 目次中「国土計画局」を「国土政策局」に、「土地・水資源局」を「土地・建設産業局」に、「第四十

官」に改める。 第六条第一項中「並びに企画調整官及び総務調整官それぞれ」を「、企画調整官九人及び総務調整

第十一条第二項第二号中「都市・地域整備局、河川局」を「都市局、水管理・国土保全局」に改め、

「総合政策局」の下に「及び土地・建設産業局」を加える。

金曜日

同条第二項中「企画調整官」の下に「のうち一人」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次 に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、 に次の一項を加える。 第十一条の二の見出し中「及び運輸安全調査官」を「、運輸安全調査官及び安全防災対策官」に改 同条第一項中「一人及び運輸安全調査官」を「二人、運輸安全調査官及び安全防災対策官一人」

企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。 企画調整官のうち一人は、命を受けて、危機管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての

弟十一条の二に次の一項を加える。

平成 23 年

7月

1 日

ものの総括に関する事務を助ける。 に関する放射性物質の運搬の安全の確保及び交通に関連する防災に関する事務で重要事項に関する 安全防災対策官は、命を受けて、運輸安全監理官のつかさどる職務のうち国土交通省の所掌事務

第十六条の見出しを「(土地収用管理室及び交通安全対策室)」に改め、 同条第一項を次のように改め

総務課に、土地収用管理室及び交通安全対策室を置く

条第五項とし、同条第八項から第二十四項までを削る。 同条第六項第二号中「技術安全課」を「大臣官房」に改め、 第十六条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、 同項を同条第四項とし、 同条第七項を同

第十七条の見出しを「(政策調査室及び政策企画官)」に改め、 政策課に、政策調査室及び政策企画官四人(うち二人は、 同条第一項を次のように改める。

充てられるものとする。)以内を置く 関係のある他の職を占める者をもって

び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を削る。 属するものを除く。)」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、 第十八条の見出し中「及び政策企画官」を削り、同条第一項中「及び政策企画官一人」を削り、 第十七条第二項第一号を削り、同項第二号中「こと」の下に「(官民連携政策課及び参事官の所掌に 同条第四項及 同

常に属するものを除く」を「交通に関連するものに限る」に改め、同項を同条第四項とする。 画官」及び「それぞれ」を削り、同条第二項中「国土環境政策企画官の所掌に属するものを除く」を 条第四項を削る 「交通に関連するものに限る」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「国土環境政策企画官の所 第十九条の見出し中「並びに国土環境政策企画官」を削り、同条第一項中「並びに国土環境政策企

第二十条から第二十三条までを次のように改める

第二十条 官民連携政策課に、政策企画官二人及び政策調査専門官二人(うち一人は、関係のある他 の職を占める者をもって充てられるものとする。)以内を置く。 (政策企画官及び政策調査専門官)

政策企画官は、命を受けて、官民連携政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立

関する基本的な政策のうち中長期的な事項に係る専門的なものの企画及び立案並びに当該政策を実 案並びに調整に関する事務に参画する 政策調査専門官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る官民の連携による社会資本整備に

複合物流企画調整官) 施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務を分掌する。 (物流環境政策室並びに国際物流政策企画調整官、物流渉外官、総合物流施設企画調整官及び国際

第二十一条物流政策課に、物流環境政策室並びに国際物流政策企画調整官、 施設企画調整官及び国際複合物流企画調整官それぞれ一人を置く 物流涉外官、 総合物流

及び立案並びに調整に関する事務(政策統括官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 物流環境政策室は、物流環境(貨物流通に係る環境をいう。)の保全に関する基本的な政策の企画

3 び立案並びに調整に関する事務(政策統括官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 の効率化、円滑化及び適正化に関する国土交通省の所掌に係る事務に関する基本的な政策の企画及 国際物流政策企画調整官は、国際物流(国際的に行われる貨物流通をいう。次項において同じ。) 物流環境政策室に、室長を置く。

整に関する事務(他局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる 物流渉外官は、国際物流に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調

5

6 及び政策統括官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 施設をいう。)に係る業務の総合化及び効率化に関する企画及び立案並びに調整に関する事務(他局 総合物流施設企画調整官は、物流施設(倉庫、貨物自動車ターミナルその他の貨物流通に関する

7 関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 物の輸送であって、異なる二以上の種類の運送機関により一貫して行われるものをいう。)の推進に 国際複合物流企画調整官は、貨物利用運送事業に係る国際複合一貫輸送(本邦と外国との間の貨

(施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室並びに調整官、事業総括調整官及び交流連携事業調

第二十二条 公共事業企画調整課に、施工安全企画室及び環境・リサイクル企画室並びに調整官四人 以内並びに事業総括調整官及び交流連携事業調整官それぞれ一人を置く。

2 施工安全企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 及び立案、調整並びに指導に関すること。 直轄事業の施工方法(安全の確保に関する二以上の部局に共通するものに限る。)に関する企画

一 直轄事業に係る建設工事用機械の整備及び運用 (二以上の部局に共通するものに限る。)に関す

〇厚生労働省告示第二百十九号

品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する a e a l f a 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬 el a gluce 平成二十三年七月一日 ゴーシェ病の諸症状(貧血、 骨症状)の改善血小板減少症、肝脾腫及び 対象疾病
予定される効能、効果又は Shire Human Gen 申請者の氏名又は名称及び住所 厚生労働大臣

ファ(遺伝子)ドルナーゼ (遺伝子組換え) 能の改善 染色体転座を伴う悪性軟部

塩スニチニブリンゴ酸 の併用療法 (4歳以上)に は t 症候群 (4歳以上)に 易 根治切除不能な膵内分泌腫 Lennox-Gasta

区代々木三丁目二十二番七号 ファイザー株式会社 東京都渋谷 小石川四丁目六番十号 エーザイ株式会社 東京都文京区 代田区神田錦町一丁目二十七番地大鵬薬品工業株式会社 東京都千 M A 02139 I n c etic Therapies treet 700 Main S 東京都北区浮 U S A 平成二十三年 指定年月日

六月十日 平成二十三年

プルエンザワクチ 胞培養H5N1イン

報

予防 1インフルエンザの

阪市中央区道修町四丁目一番一号武田薬品工業株式会社 大阪府大

六月十日平成二十三年 六月十日 平成二十三年 六月十日平成二十三年

○厚生労働省告示第二百二十号

|ための手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号 |に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処する に規定する食費の負担限度額の臨時特例を次のように定める。 平成二十三年七月一日 護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項及び第六十一条の三第二項の規定

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため 号に規定する食費の負担限度額の臨時特例 の手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一 厚生労働大臣 細川 律夫

|あるのは「第八十三条の五第四号イ中「特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サー |十二年度| と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、同表三の項中「第八十三条の五第四号」と|||介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属す |サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを 「平成二 |の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度 (当該特定介護| |四百十三号。以下「負担限度額告示」という。)の規定により定める額が、負担限度額告示表一の項中| |第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第| |十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額については、介護保険法第五十一条の三第二項| |の間にある者に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第一号及び第六| |帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者| |当金等| という。)の交付を受けた者(手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世 |の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に規定する手当金等(以下「手 |に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日まで| |生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税| 「第八十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特定介護サービス(法第五十一条| 平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発

|○厚生労働省告示第二百二十一号 り定める額を超えるときは、負担限度額告示の規定にかかわらず、当該額とする。 |度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と読み替えた場合における負担限度額告示の規定によ |ける日の属する年の前年(当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が |での場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受 |ビス(法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属 スを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年 |十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特定介護サービス(法第五十一条の三第 |する年の前年(特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月ま |前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「特定介護サー ||ら六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのを「平成二十一年」と、同号ロ中「合計額」とある |定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける ビス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)又は特定介護予防サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)又は特定介護予防サー 日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、 合の同号イ」と、同表四の項中「第八十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特」 「ビスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該特定 |処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五 |のを「合計額から平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対 六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのを「平成二十一年」と読み替えて同号イを適用する場 介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から と、「同号イ」とあるのは「同号イ中「特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サー 一号)第一条第一項に規定する手当金等の額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合の同号」 |定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月か - 項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービ 月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのは「平成二十一年」と、同表六の項中「第八

|に基づき、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処する| |び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の臨時特例を次のように定める。 |ための手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及| 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項及び第六十一条の三第二項の規定 平成二十三年七月一日 厚生労働大臣 細川 律夫

及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額の臨時特例 の手当金等についての介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため

|ビスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該特|||号を適用する場合の同号」と、「第八十三条の五第四号に」とあるのは「第八十三条の五第四号イ中「特| ||限度額告示」という。)の規定により定める額が、負担限度額告示表一の項中「第八十三条の五第一号| |る月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同| |とあるのは「第八十三条の五第一号中「特定介護サービス(法第五十一条の三第一項に規定する特定 ||第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十四号。以下「負担 ||帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者 |当金等| という。)の交付を受けた者 (手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世 ||の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に規定する手当金等(以下「手 |の間にある者に係る介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第二項第二号に規定す |生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税 |は、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三 |る居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額について |に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日まで 平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発 官

|年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と読み替えた場合における負担限度額告示の規定に |ビスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)|とあるのを「平成二十二 |第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サー |での場合にあっては、前々年)]とあり、及び「当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受 |ビス(法第六十一条の三第一項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属 |ビス(法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)又は特定介護予防サー |日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、 |合の同号イ」と、同表二の項中「第八十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特 |月までの場合にあっては、前々年)」とあるのを「平成二十一年」と読み替えて同号イを適用する場||護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六 |スを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該特定介 |のは「第八十三条の五第四号イ中「特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービ |額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合の同号に」と、「第八十三条の五第四号イ」とある |び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に規定する手当金等の 〇厚生労働省告示第二百二十二号 より定める額を超えるときは、負担限度額告示の規定にかかわらず、当該額とする。 ける日の属する年の前年(当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が |する年の前年(特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月ま 前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「特定介護サー 定介護サービス (法第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける おいて発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及 |あるのを「平成二十一年」と、同号ロ中「合計額」とあるのを「合計額から平成二十二年四月以降に |年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)]と |月までの場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前 |定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から六|| 八十三条の五第一号」とあるのは「第八十三条の五第一号中「特定介護サービス(法第五十一条の三 一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのは「平成二十一年」と、同表第三の項中「第

介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額の臨時特例を次のように定 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項の規定に基づき、平成二十二年四

平成二十三年七月一日

平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため の手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度 厚生労働大臣 細川 律夫

|帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者 の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に規定する手当金等(以下「手生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発 |度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前||十八条第||項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年| 当金等」という。)の交付を受けた者(手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世 |年度)」とあるのを「平成二十二年度」 と読み替えて同号を適用する場合の同号」 と、同表三の項中「準| | るのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス(法第四 | 負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十七号。以下「特定負担限度額告示」という。)の規定 る食費の特定負担限度額については、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定 の間にある者に係る介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項第一号に規定す に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日まで により定める額が、特定負担限度額告示表一の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあ|

|用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第 |を受ける日の属する年度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月まで |施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。) |年(指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)| |の同号」と、「同号イ」とあるのは「同号イ中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前 |律第五十号)第一条第一項に規定する手当金等の額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合 |態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法 とあるのを「合計額から平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事 |施設サービスを受ける日の属する年の前年(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が |ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)]とあり、及び「当該指定介護福祉 |四号イ中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(指定介護福祉施設サービスを受 |月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのは「平成二十一年」と、同表六の項中「準 |は、前々年)」とあり、及び「当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日 |型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあって |規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年の前年(指定地域密着 定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設 の場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号 |三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉 |サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)]とあるのを「平成| とあり、及び「当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(当該指定介護福祉施設 るときは、特定負担限度額告示の規定にかかわらず、当該額とする。 |の属する年の前年(当該指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する 入所者生活介護に限る。以下同じ。)又は指定介護福祉施設サービス(同法第四十八条第一項第一号に と、「指定地域密着型サービス(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二条の二第一項に規 十一年」と読み替えて同号イを適用する場合の同号イ」と、同表四の項中「準用する施行規則第八十 を適用する場合の同号」と読み替えた場合における特定負担限度額告示の規定により定める額を超え 月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号 スをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する 一号中「指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービ 一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのを「平成二十一年」と、同号ロ中「合計額」

|〇厚生労働省告示第二百二十三号 | 月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項の規定に基づき、平成二十二年四

介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の臨時特例を次のように

一定める。 平成二十三年七月一日 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため の手当金等についての介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限 厚生労働大臣 細川

|用する施行規則第八十三条の五第四号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第||第四十八条第一項第・号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。 || る居住費の特定負担限度額については、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の|| の間にある者に係る介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項第二号に規定す ||規定により定める額が、特定負担限度額告示表一の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号_ ||帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。)のうち、その交付(当該同一の世帯に属する者 |特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十八号。以下「特定負担限度額告示」という。) ||当金等」という。)の交付を受けた者(手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世 |とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス(法 の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第一条第一項に規定する手当金等(以下「手」生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税 |に係る手当金等の交付を含む。)を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日まで 平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間に平成二十二年四月以降において発 以下同じ。)を受ける日の凮す

|定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該指定介護福祉施設サービ |度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と読み替えた場合における特定負担限度額告示の規定 | スを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度) | とあるのを「平成二十二年 |規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指 |と、同表六の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行 |の場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」 |を受ける日の属する年度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月まで |十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福 |成二十二年度| と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、同麦五の項中「準用する施行規則第八 |成二十一年」と、同表四の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて により定める額を超えるときは、特定負担限度額告示の規定にかかわらず、当該額とする |祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。) |準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号| |が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該指定地域密着型サービス又は指| に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該指定介護福 |祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)]とあるのは「平 |定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(当該指定地域密着型サービス又は指定介護福 |日の属する年の前年(指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月 |ス(同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける |定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。)又は指定介護福祉施設サービ |十三号)第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八条第二十項に規 |替えて同号を適用する場合の同号」と、「指定地域密着型サービス(介護保険法(平成九年法律第百二 |日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み |の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十 |施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける| (ては、前年度)」とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、同表三 属する年度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっ |号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス| |号イ」とあるのは「同号イ中「指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(指定介護福| 三条の五第一号中「指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉| み替えて同号イを適用する場合の同号イ」と、同表二の項中「準用する施行規則第八十三条の五第一 |ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあるのを「平成二十一年」と読| |祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)]とあり、及び| |めの手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第五十号)第| |計額から平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するた| |までの場合にあっては、前々年)]とあるのを「平成二十一年」と、同号ロ中「合計額」とあるのを「合| を受ける日の属する年の前年(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が一月から六月 ||前年度)]とあるのを「平成二十二年度」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「準用する施行 |る年度(当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、 |る月が一月から六月までの場合にあっては、前々年)」とあり、及び「当該指定介護福祉施設サービス |定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(指定介護福祉施設サービスを受ける日の属す |規則第八十三条の五第四号」とあるのは「読み替えて準用する施行規則第八十三条の五第四号イ中「指 施設サービスを受ける日の属する月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)」とあるのを「平 | | 条第一項に規定する手当金等の額を控除した額」と読み替えて同号を適用する場合の同号」と、「同 (法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の 「当該指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年の前年(当該指定介護福祉施設サービスを受

〇国土交通省告示第七百十六号

年七月一日から施行する。 通省告示第千五百四十号(近郊緑地保全区域を指定する件)の一部を次のように改正し、平成二十三 国土交通省告示第千十六号(近郊緑地保全区域を指定する件)及び平成十八年十二月二十八日国土交 都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第三条の規定に基づき、平成十七年九月二十二日 国土交通省組織令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百三号)の施行に伴い、及び首

平成二十三年七月一日

次に掲げる告示の規定中「国土計画局」を削る。

国土交通大臣 大畠 章宏

平成十八年十二月二十八日国土交通省告示第千五百四十号(近郊緑地保全区域を指定する件) 平成十七年九月二十二日国土交通省告示第千十六号(近郊緑地保全区域を指定する件)

〇国土交通省告示第七百十七号 国土交通省組織令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第二百三号)の施行に伴い、道路運

示の一部を改正する告示を次のように定める。 車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告 送車両の保安基準の細目を定める告示及び自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動 平成二十三年七月一日

係る略号に関する告示の一部を改正する告示 事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録 国土交通大臣 大畠 章宏

(道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号)の 一部を次のように改正する。

部環境課」を「国土交通省自動車局環境政策課」に改める。 別添四十一別紙三――2・及び別添四十一別紙三―二2・中「国土交通省自動車交通局技術安全

二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示の一部改正) (自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並びに

第二条 自動車登録ファイルの登録事項及び検査記録事項、軽自動車検査ファイルの検査記録事項並 第千六百号)の一部を次のように改正する。 びに二輪自動車検査ファイルの検査記録事項に係る略号に関する告示(平成十六年国土交通省告示

銀二条中「国土交通省自動車交通局」や「国土交通省自動車局」におるで

この告示は、公布の日から施行する。

〇国土交通省告示第七百十八号

情報を提供する場所を定める告示(昭和三十七年運輸省告示第二百二十一号)の一部を次のように改 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第二百九条の二第二項の規定に基づき、航空

平成二十三年七月一日

別表第一下地島空港事務所の項中「下地島空港事務所」を「下地島空港出張所」に改める。 国土交通大臣 大畠 章宏

との告示は、平成二十三年七月一日から施行する。

〇国土交通省告示第七百十九号

輸省告示第二百十四号)の一部を次のように改正する。 所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示(昭和四十三年運 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第二百三条第六項の規定に基づき、空港事務 平成二十三年七月一日

国土交通大臣

表下地島空港事務所の項を削り、表奄美空港出張所の項の次に次のように加える。

下地島空港出張所

この告示は、 平成二十三年七月一日から施行する。

種 郵 便 物 認 可一十五年三月三十一日

話 03 (3587) 4294 価 一 ヵ 月一、五九六円(本体一、五二〇円) 送 送 法